

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年4月23日
【会社名】	株式会社フォトニクス
【英訳名】	PHOTONICS CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 関 真琴
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿七丁目22番27号
【電話番号】	03（3363）7708（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役業務管理部長 吉安 篤志
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿七丁目22番27号
【電話番号】	03（3363）7708（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役業務管理部長 吉安 篤志
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 89,864,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	8,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数の定めはありません。

（注）1. 本新株式の発行については、平成22年4月23日開催の取締役会決議において、平成22年5月28日（金）に開催予定の臨時株主総会における本新株式の発行に関する議案の承認が得られることを条件としております。

2. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3. 上記のうち、金39,864,000円については金銭による払込とし、残り金50,000,000円については金銭以外の財産の現物出資の払込の方法をとるものとします。

2【株式募集の方法及び条件】

（1）【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	—	—	—
その他の者に対する割当	8,000株	89,864,000 (39,864,000)	44,932,000
一般募集	—	—	—
計（総発行株式）	8,000株	89,864,000 (39,864,000)	44,932,000

（注）1. 第三者割当の方法によります。なお、新株式発行による発行価額総額のうち39,864,000円を金銭による払込の方法で割り当て、50,000,000円を金銭以外の財産の現物出資の方法で割り当てます。金銭による払込金額の総額は「発行価額の総額」欄の（ ）内に記載しております。

2. 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は金44,932,000円であります。

3. 金銭以外の財産の現物出資の目的とする財産の内容

種類 平成22年4月6日付金銭消費貸借契約に基づく金銭貸付債権

価額 金50,000,000円

返済期日 平成22年5月31日

利率 年利4.0%

目的 金銭貸付金債権の株式化（デット・エクイティ・スワップ）

金銭消費貸借契約の概要

エンジェル1号投資事業組合との間で、借入総額5千万円、返済期日平成22年5月31日、利率4.0%を条件として平成22年4月6日に金銭消費貸借契約を締結しております。

（2）【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
11,233	5,616.5	1株	平成22年5月31日（月）	—	平成22年5月31日（月）

（注）1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

3. 本株式の払込の一部として、割当先であるエンジェル1号投資事業組合との間で平成22年4月6日付に締結した金銭消費貸借契約に基づきエンジェル1号投資事業組合が当社に対して有する貸付金債権元本金50,000,000円が現物出資されます。

4. 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅いたします。

5. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価格のうち金銭による払込金額金39,864,000円を払込むものとします。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社フォトニクス 業務管理部	東京都新宿区西新宿七丁目22番27号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 大塚支店	東京都文京区大塚四丁目45番11号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
39,864,000	9,179,000	30,685,000

(注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。発行諸費用の内訳は以下のとおりであります。

アドバイザー会社への成功報酬 7,189,000円

登録免許税 315,000円

弁護士報酬・調査費用・株式発行事務手数料等 1,675,000円

- 2 上記は金銭によって払い込まれる予定の金額であります。新株式発行による調達額の内金50,000,000円については金銭以外の財産の給付されるものであり、現物出資される当該財産は、割当先であるエンジェル1号投資事業組合との間で平成22年4月6日付に締結した金銭消費貸借契約に基づきエンジェル1号投資事業組合が当社に対して有する貸付金債権元本金50,000,000円です。

(2) 【手取金の使途】

差引手取概算額30百万円の資金使途は、太陽電池製造装置用レーザースクライバー事業に充当する予定であります。具体的な使途は以下のとおりであります。

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
株式会社フォトニクス・エンジニアリングにおける、太陽電池製造装置用レーザースクライバー事業の機械装置購入資金	30	平成22年6月

※ 上記支出時期までの資金管理につきましては、銀行預金等の安定的な金融資産で管理する予定であります。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出に関する特別記載事項】

当社は、本新株式の発行の他、太陽電池製造装置用レーザースクライパー事業及び新規投資育成事業の資金確保のため、平成22年4月23日開催の取締役会決議により第三者割当による新株予約権の発行を平成22年5月28日開催の当社臨時株主総会決議の承認をもって行うこととしております。第三者割当による新株予約権の発行の内容は以下のとおりであります。

第三者割当による新株予約権の概要

(1)	発行新株予約権数	38,000個
(2)	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式38,000株（1株当たり1個）
(3)	発行価額	総額4,712,000円（新株予約権1個当たり124円）
(4)	行使価額	12,356円（1株当たりの行使価額）
(5)	発行期日	平成22年5月31日
(6)	行使期間	平成22年6月1日から平成23年5月31日
(7)	募集又は割当方法	第三者割当によりエンジェル1号投資事業組合に全て割当てる

（注）上記については、平成22年5月28日開催予定の当社臨時株主総会において新株予約権の発行に関する議案が承認されること及び金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係

名称	エンジェル1号投資事業組合	
所在地	東京都港区赤坂一丁目9番13号	
設立根拠等	日本民法上の組合	
組成目的	配当や値上がり益を目的とした有価証券への純投資であります。 主なものとしては、日本を中心とした上場企業を対象とする有価証券投資です。	
組成日	平成22年1月4日	
出資者・出資比率 ・出資者の概要	1.33.9% 三木 隆一(エンジェルインベストメントベンチャー株式会社 代表取締役) 2.19.4% 塚越 章雅（株式会社エムエチケイワールドフーズ 代表取締役） 3.19.4% 羽根田 勝夫（元株式会社日本航空 常任顧問） 4.17.5% 渡邊 博之（賃貸業を営む個人事業主） 5.9.8% その他	
出資金の総額	1,000百万円	
業務執行組員	アクティブ・スモール・キャップ合同会社 （東京都港区赤坂一丁目9番13号）	
業務執行組員の概要	名称	アクティブ・スモール・キャップ合同会社
	所在地	東京都港区赤坂一丁目9番13号
	代表者の役職・氏名	代表社員 榊原 慎吾
	事業内容	投資業、M&Aアドバイザー
	資本金	10万円（平成22年3月末現在）
	主たる出資者及びその出資比率	榊原慎吾 100%

（注）業務執行組員であるアクティブ・スモール・キャップ合同会社は、平成21年5月27日付で適格機関投資家等特例業務に関する届出を行っており、上記割当予定先にはIS証券㈱（金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第1627号）が0.1%出資をしております。

b 提出者と割当予定先との間の関係

提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません
	人事関係	該当事項はありません
	資金関係	当社と割当予定先とは平成22年4月6日に当社との間で金銭消費貸借契約を締結しており、当該割当予定先は当社に対して貸付金元本債権50百万円を有しています。
	技術または取引関係	該当事項はありません
提出者と業務執行組員との間の関係	出資関係	該当事項はありません
	人事関係	当該ファンドの業務執行組員より当社の取締役候補として三木隆一氏（エンジェルインベストメントベンチャー株式会社代表取締役）を推薦され招聘する予定です。
	資金関係	該当事項はありません
	技術または取引関係	該当事項はありません

c 割当予定先の選定理由

当社は平成21年10月23日に実施したエクイティ・ファイナンスが失権したことに伴い、一部資金を調達したものの調達資金は3.1百万円に留まり、当社が掲げる収支改善計画にかかる資金需要を満たせず、著しく不足していることから、資金調達を再度、検討せざるを得ない状況となりました。

このような中、先般のエクイティ・ファイナンスで発生した失権という事態は絶対に避けるべく、信頼できる割当先の選定を進めてまいりました。当社は、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しており、当社が掲げる収支改善計画の実現に支障をきたす恐れがあり、喫緊に資金を必要としている当社の資金需要を満たすこと及びキャッシュ・フローの改善が最重要と考え、資金の調達が機動的に行われること、将来的に当社が必要とする資金の調達が見込めることなど、当社グループの事業戦略及び資金需要の必要性、時期並びに経営方針、将来的な目標を理解していただいたうえで、複数の投資家の中から割当先を模索してまいりました。今般、本新株式及び本新株予約権の割当先のエンジェル1号投資事業組合は、以下の経緯により選定したものであります。

まず、財務アドバイザー会社の選定については、複数の選択肢の中から、当社にて事業内容や信用に関する調査などを行い、さらに、アドバイザーサービスの内容とかかる費用について検討したうえで、当社連結子会社であるブランディング&プロデューサーズ、株式会社の代表者親族（新興企業中心にコンサルティング活動行っている）を介して紹介され、当社にとって最適であると判断した株式会社アイビー・インベストメントとアドバイザー契約を締結いたしました。そして、同社より投資家としてアクティブ・スモール・キャップ合同会社を推薦され、代表者とも面談・協議を行い、資金面の確認も行った上で、信頼できる先であると判断し、当社は平成22年4月23日開催の取締役会決議においてアクティブ・スモール・キャップ合同会社が組成したファンドであるエンジェル1号投資事業組合を割当先として第三者割当の方法による本新株式及び本新株予約権の発行を臨時株主総会に議案上程することいたしました。

また、アクティブ・スモール・キャップ合同会社の代表者である榊原慎吾氏は、当社の業務提携先であるエンジェルインベストメントベンチャー株式会社に以前所属しており、現在も同社と協力して投資・M&A等の案件を行っており非常に信頼のできる相手先と考えております。

割当先の選定理由は以下のとおりです。

当社が重視した事項について

- ①デットエクイティスワップにより資金の払込が確実になされること
- ②割当先であるエンジェル1号投資事業組合は、当社の経営方針を尊重していること

エンジェル1号投資事業組合について

本ファンドは平成22年1月組成されており、自己資金及び日本人を含む富裕層からの出資により構成されております。また、投資対象といたしましては新興市場を含めた上場企業であります。

後述の「6大規模な第三者割当の必要性（1）大規模な第三者割当を行うこととした理由および当該大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容」に記載しておりますが、エクイティ・ファイナンスの失権は絶対に避ける必要があり、当該ファンドはその資金を事前に当社へ貸し付けることが可能であり、確実に払込がなされることから割当先としての信頼感が高く協議・交渉を行うこととしました。

また、エクイティ・ファイナンスにかかる条件も、当社及び当社の既存株主様にとって現時点で取り得る最良の方法であると判断し、当該ファンドに対する信頼性もあると判断の上で割当予定先として選定いたしました。

（注）本割当は、日本証券業協会会員である証券会社の斡旋を受けて行われたものではありません。

d 割り当てようとする株式の数

エンジェル1号投資事業組合 8,000株

e 株券等の保有方針

本新株式の割当予定先であるエンジェル1号投資事業組合の保有方針は純投資であり、当社との間において、継続保有の

取り決めはございません。

なお、当社はエンジェル1号投資事業組合が本新株式を払込期日から2年以内に譲渡する場合には、譲渡を受けた者の氏名又は名称及び譲渡株式数等の内容を遅滞なく当社に書面で報告すること、当社が当該報告内容を大阪証券取引所に報告すること、ならびに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意する旨の確約書を締結しております。

f 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先の払込に要する財産の存在につきまして、本新株式の引受についてはその一部は貸付金50百万円の貸付債権を払込期日付にて現物出資財産として充当する旨を記載した書面により確認しており、また、金銭を要する本新株式引受の資金につきましては、平成22年3月18日付の金融機関の残高証明書を入手しております。

g 割当予定先の実態

当社は、割当予定先が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下「特定団体等」といいます。）であるか否か、及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについて、第三者調査機関に調査を依頼し、当該割当予定先が特定団体等でないこと及び特定団体等と何らかの関係を有していないことを確認しており、その旨の確認書を受領しています。

上記のとおり、割当予定先及び主な出資者ならびに業務執行組合員が暴力団等とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社大阪証券取引所に提出しています。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

（1）発行価額の算定根拠

本新株式の発行価額につきましては、当該第三者割当による新株式発行に係る臨時株主総会基準日（平成22年4月17日）の前取引日から遡る大阪証券取引所における当社普通株式の直近6ヶ月の終値平均12,481円、直近3ヶ月の終値平均15,592円、直近1ヶ月の終値平均16,731円及び、取締役会決議日の前日終値13,700円等を参考に11,233円（直近6ヶ月の終値平均のディスカウント率10.0%）と致しました。なお、直近3ヶ月の終値平均に対するディスカウント率は28.0%、直近1ヶ月の終値平均に対するディスカウント率は32.9%、取締役会決議日の前日の終値に対するディスカウント率は18.0%であります。

上記参考価格を採用いたしました理由は、以下の通りです。

当社の株価は、最近6ヶ月間で、6,000円から18,500円までの上下幅で推移しており、上下の変動幅が大きく、ボラティリティが高い株価推移となっております。株価の移動平均も1ヶ月、3ヶ月では、上限付近を推移しており、割当予定先の経済的利益を享受できる可能性、及び割当予定先が負う価格下落リスクを総合的に検討した結果、最近6ヶ月間の上下幅のほぼ中央に位置している直近6ヶ月の終値平均を採用することが、連結当該業績の内容を十分に織り込んだという観点からも併せましてより適切であると判断いたしました。これは既存の株主に対する配慮をしつつも、今般の第三者割当増資の割当先が株価下落リスクだけでなく当社の太陽電池製造装置用レーザースクライバー事業及び新規投資育成事業などの事業リスクを負うことに対するバランスをとる必要があるためであります。

今般、直近株価からするとディスカウント率が高くなっておりますが、これは当社事情により緊急で実施しなければならないこと、及びエンジェル1号投資事業組合は当社がエンジェルインベストメントベンチャー株式会社と提携し将来的に企業価値を高めていくことを希望しており、当社を支援いただく既存株主の利益保護を図りつつも、割当予定先との間で確実に資本増強の支援をいただける条件として、当社の発行済株式数、今回の第三者割当による新株式により発行される株式数、株式の出来高等の流動性、当社の現状等を総合的に判断して決定したものであります。当社としましては、今般のファイナンスについて、既存株主にとっても非常に有益なファイナンスであると判断いたしました。直近3ヶ月の終値平均の28.0%、直近1ヶ月の終値平均の32.9%、取締役会決議日の前日終値の18.0%ものディスカウント率であることから、会社法第199条第3項に規定される割当予定先に特に有利な条件ではありますが、当社として譲歩しなければならない条件との折り合いの中で今回の発行価額を決定いたしました。また、大規模な増資であり既存株主にとっての希薄化も考慮し、既存株主の判断を仰ぐため平成22年5月28日開催予定の当社臨時株主総会に上程することといたしました。

今回の大規模な第三者割当を行うことについての取締役会の判断については、当社社外監査役大西勇治及び独立した外部専門家であり企業法務に詳しい虎ノ門法律経済事務所の大谷和彦弁護士の計2名による第三者委員会を組成し、同委員会に対し、本新株式及び本新株予約権の発行に関する必要性及び相当性について意見を求めました。

その結果、同委員会からは、発行の目的及び理由、調達金額、資金使途、希釈化率、割当先の選定、発行条件などを総合的に勘案した結果、本新株式及び本新株予約権の発行はその必要性、相当性が認められるとの意見を入手し、平成22年4月23日開催の取締役会において、本新株式及び新株予約権発行については第三者委員会の意見を参考に十分に討議・検討された結果、当社の業績回復及び今後の収益拡大を実現するために必要な資金の調達であるため、今回の第三者割当増資に関しては、既存株主の利害を損なわないものと判断いたしました。また、今回の割当予定先の当社事業への理解や協力などを考慮し、既存株主の利益保護を勘案しましても、株式希薄化の規模は合理的な範囲であるものと判断しております。

（２）発行条件の合理性に関する考え方

平成22年4月23日現在の当社の発行済株式数は53,076株、本新株式8,000株の発行により42.3%の希薄化率であり、また本新株予約権が全て行使された場合の株式数38,000株は114.3%の希薄化率となります（希薄化率の計算には平成21年10月23日実施の第三者割当による新株式300株及び新株予約権の発行14,000個を分子として含んでおります。また、分母としては平成21年10月23日実施の第三者割当による新株式及び新株予約権発行前の発行済株式数52,776株を使用しております。）。今回の本新株式及び本新株予約権の発行による当社株式の希薄化は、今後の株式市場の動向によっては需給バランスが大幅に変動することから、既存株主様におかれましては100%を超える希薄化が生じます。

しかしながら、当社といたしましては、今回の資金調達は、当社が掲げる収支改善計画の実現に必要な不可欠なものであり、喫緊に資金を必要としている当社の資金需要を満たし、キャッシュ・フローを改善することが、当社グループの事業基盤の安定のため財務基盤の強化及び将来収益の源泉の確保となり、短期的及び中期的に当社の企業価値向上に資するものであることから、合理的な規模での発行であると考えております。

４【大規模な第三者割当に関する事項】

今回の第三者割当により発行される新株式に係る議決権の数は8,000個であり、発行前と比較すると15.36%の株式増加となりますが、過去6ヶ月以内に行われた平成21年10月23日に実施した第三者割当により発行された株式に係る議決権数300個を合計すると8,300個（分子）となり、平成21年10月23日直前の総株主の議決権数である51,794個（分母）から比べると16.03%（分子8,300÷分母51,794）に相当します。また、本新株式発行と同日付をもって取締役会で決議された新株予約権がすべて行使された場合に発行される株式に係る議決権の数は38,000個であり、発行前と比較すると72.95%の株式増加となりますが、過去6ヶ月以内に行われた平成21年10月23日に実施した第三者割当により発行された新株予約権がすべて行使された場合に発行される株式に係る議決権数14,000個を合計すると52,000個（分子）となり、平成21年10月23日直前の総株式の議決権数である51,794個（分母）から比べると100.40%（分子52,000÷分母51,794）に相当します。今回の第三者割当による新株式および新株予約権ならびに、平成21年10月23日に実施した第三者割当による新株式および新株予約権を合計した議決権数は、株式に係る議決権数8,300個と新株予約権に係る議決権数52,000個の合計60,300個（分子）であり、平成21年10月23日直前の総株主の議決権数である51,794個（分母）から比べると116.42%（分子60,300÷分母51,794）に相当するため、希釈化率が25%以上となることから大規模な第三者割当増資となります。

５【第三者割当後の大株主の状況】

本件第三者割当による株式の割当総数に、別件の平成22年4月23日開催の取締役会決議により平成22年5月28日開催の当社臨時株主総会決議の承認をもって行われる第三者割当による新株予約権の目的である株式の総数を加えたものであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	総議決権数に対する所有議決権数の割合	割当後の所有株式数（株）	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合
エンジェル1号投資事業組合	東京都港区赤坂1丁目9-3	-	-	46,000	46.89%
中馬 啓介	東京都新宿区	7,324	14.06%	7,324	7.47%
サン・クロレラ販売株式会社	京都府京都市下京区烏丸通五条下る大阪町369番地	2,300	4.42%	2,300	2.34%
株式会社サン・クロレラ	京都府京都市下京区烏丸通五条下る大阪町369番地	2,300	4.42%	2,300	2.34%
関 真琴	東京都世田谷区	1,940	3.72%	1,940	1.98%
吉安 篤志	埼玉県さいたま市北区	1,434	2.75%	1,434	1.46%
大阪証券金融株式会社	大阪府大坂井中央区北浜2丁目4-6	1,036	1.99%	1,036	1.06%

木村 芳江	東京都練馬区	1,010	1.94%	1,010	1.03%
高橋 匠	千葉県市川市	1,000	1.92%	1,000	1.02%
友田 剛司	東京都小金井市	950	1.82%	950	0.97%
渡辺 伊千夫	岐阜県美濃加茂市	669	1.28%	669	0.68%
計	—	19,963	38.32%	65,963	67.24%

（注）１．新株式発行前の大株主構成は、平成21年12月31日時点の株主名簿をもとに作成しております。

２．総議決権数に対する所有議決権数の割合は小数第３位を四捨五入しております。

３．今回の割当先以外の株主（新株式発行前からの株主）の議決権数に対する所有議決権数の割合については、平成21年12月31日より保有株式数に変更がないとの前提で計算したものであります。

6【大規模な第三者割当の必要性】

(1)大規模な第三者割当を行うこととした理由および当該大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

当社グループが属する電子業界における環境は、自動車産業、半導体・液晶業界などで回復の兆しはあるものの設備投資には非常に慎重であり、さらに雇用環境の悪化から個人消費の低迷は依然として継続しており予断を許さない状況が続いております。このような中、当社グループは、平成20年6月期より2期連続して営業損失を計上し、営業活動によるキャッシュ・フローも平成20年6月期に引き続きマイナスを計上したことから、当該状況により、継続企業の前提に重要な不確実性を生じさせるような状況が存在しております。

当該状況を早期に解消及び改善すべく、当社グループは事業の精査による経営資源の集中、コスト削減を強化し、既存事業の収支改善を図ることを目的に収支改善計画を平成21年10月6日に策定し、その実現に向けた第三者割当増資による資金調達を実施することを同日開催の取締役会にて決議いたしました。

しかしながら、平成21年10月23日の払込期日までに当該第三者割当による新株式発行及び新株予約権発行の割当先からの払込みがなされなかったため、それぞれ大量の失権が生じ、当初予定していた資金の調達が得られませんでした。

そのため、調達資金による充当を予定していた太陽電池製造装置用レーザースクライバー事業にかかる支出については、自己資金、既存商品の改良の時期を繰り延べ、外注先との調整により対応するなど、一時的な方策にて善処しておりましたが、当第2四半期末（平成21年12月31日現在）で43百万円の現預金残高しかなく、しかも期末に向かつての業績も非常に厳しい状況であるため経常的に資金は流出しており、現有の資産を換金することで事業資金を捻出しているなど、現在の当社の資金状況は非常に切迫しております。このような危機的状況から、当社では、平成22年1月以降エンジェル1号投資事業組合より太陽電池製造装置用レーザースクライバー事業の事業資金として緊急融資を実行していただき、材料等の調達に充当しておりましたが、平成22年5月に返済期日が到来いたします。太陽電池製造装置用レーザースクライバー事業は、平成22年4月末までに第1号の試験機を納入する予定であります。1台当たり数千万円の製造コストが必要であることや、事業の収益化が遅れている現状では当該返済資金だけでなく当社事業資金を確保するため、至急新たな資金調達を実施しなければ当社の存続に影響いたします。そこで、エンジェル1号投資事業組合からの借入金を現物出資していただき、デットエクイティスワップを行うものであります。

当社は上場企業として常に成長していくためのビジネスモデルとして、投資育成事業を展開しております。本ビジネスモデルは、当社グループの既存事業との連携が見込める有望な事業・企業を中心に資本参加もしくは共に事業を構築し、当社グループへの業績寄与により企業価値を高めていくものであります。既存事業との連携につきましては、主にグループ内でのノウハウ蓄積やそれぞれの取引先へ様々なビジネスの提案を行っていくものであります。当社は平成21年7月21日付けで株式会社レイテックスと業務提携契約を締結し、当社子会社にて太陽電池製造装置用レーザースクライバー事業を開始しましたが、開発製造を伴う事業であり、現在までマーケティング活動を行ってまいりましたが、その収益、キャッシュ・フローが当社グループの成長へ寄与するには、時間を要することや、半導体や液晶などの分野と同様に市場環境・情勢・技術の変化をリスクとして認識する必要があります。そのため、当社グループとしましては第2、第3の有力事業を育てていくことが急務であります。しかしながら、数年来の業績低迷により資金が圧迫されており投資育成事業を展開することが困難となっております。これは収益機会を逃すことであり、当社の損失となり、既存株主にも報いることができません。

現在、アクティブ・スモール・キャップ合同会社が組成したエンジェル1号投資事業組合より事業資金の借入れを行いました。エンジェル1号投資事業組合はあくまでも投資ファンドであるため、融資は例外的な事項であります。そのため金融機関とは違い、短期での融資実行となっており、製造から回収まで数ヶ月かかる太陽電池製造装置用レーザースクライバー事業の資金確保として解決できておりません。当社の業績の状況や継続企業の前提に重要な不確実性を生じさせるような状況が存在している中で、金融機関からの新規融資は事実上不可能であり、当社の状況を理解していただける投資家を対象とした第三者割当によるエクイティ・ファイナンスが資金調達の唯一の手段として検討せざるを得ないと判断いたしました。

当社は上記の理由により、第三者割当によるエクイティ・ファイナンスを行うものであります。そして、本新株式の発行は太陽電池製造装置用レーザースクライバー事業において必要な資金を迅速かつ確実に確保するためであり、本新株予約権は当社の太陽電池製造装置用レーザースクライバー事業や今後発掘する新規投資育成事業の進捗状況に応じて、割当先と相談し段階的な資金の払込がなされることを想定し選択いたしました。

業績回復及び今後の収益拡大を実現し、株主の皆様へ報いるため、当社が掲げる収支改善計画において太陽電池製造装置用レーザースクライバー事業及び新規投資育成事業は重要な施策として位置付けており、そのため財務状況の改善を図り財務基盤を強化することが必要不可欠であり、当社が確実にタイムリーな資金を調達して行くため、今回新株式及び本新株予約権の発行を決定し、当社の財務基盤の健全化と強化を図るとともに、喫緊の経営課題である事業資金の調達を図ります。

今般、大規模な第三者割当を実施いたしますが、当社グループが収益力の向上、獲得利益の拡大に努めることで、企業価値の向上、既存株主様の持分価値の向上に資するものと認識しております。

(2) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

平成22年4月23日現在の当社の発行済株式数は53,076株、本新株式8,000株の発行により42.3%の希薄化率であり、また本新株予約権が全て行使された場合の株式数38,000株は114.3%の希薄化率となります（希薄化率の計算には平成21年10月23日実施の第三者割当による新株式300株及び新株予約権の発行14,000個を分子として含んでおります。また、分母としては平成21年10月23日実施の第三者割当による新株式及び新株予約権発行前の発行済株式数52,776株を使用しております。）。今回の本新株式及び本新株予約権の発行による当社株式の希薄化は、今後の株式市場の動向によっては需給バランスが大幅に変動することから、既存株主様におかれましては一定の希薄化が生じます。

しかしながら、当社といたしましては、今回の資金調達は、当社が掲げる収支改善計画の実現に必要な不可欠なものであり、喫緊に資金を必要としている当社の資金需要を満たし、キャッシュ・フローを改善することが、当社グループの事業基盤の安定のため財務基盤の強化及び将来収益の源泉の確保となり、短期的及び中期的に当社の企業価値向上に資するものであることから、合理的な規模での発行であると考えております。

また、本新株式及び本新株予約権の発行は、希釈化率が25%を超えるものであることから、株式会社大阪証券取引所が規定する「企業行動規範に関する規則」第2条に定める株主の意思確認手続きのため、当社は平成22年5月28日に臨時株主総会を開催いたします。加えて、経営者から一定程度の独立したものによる当該割当の必要性及び相当性に関する客観的な意見の入手も行っており、当社社外監査役大西勇治及び独立した外部専門家であり企業法務に詳しい虎ノ門法律経済事務所の大谷和彦弁護士計2名による第三者委員会を組成し、同委員会に対し、本新株式及び本新株予約権の発行に関する必要性及び相当性について意見を求めました。

同委員会からは、発行の目的及び理由、調達金額、資金使途、希釈化率、割当先の選定、発行条件などを総合的に勘案した結果、本新株式及び本新株予約権の発行はその緊急性から必要性、相当性が認められるとの意見を入手しております。

そして、平成22年4月23日開催の取締役会において、本新株式及び新株予約権発行については第三者委員会の意見を参考に十分に討議・検討された結果、当社の業績回復及び今後の収益拡大を実現するために必要な資金の調達であるため、今回の第三者割当増資に関しては、既存株主の利害を損なわないものと判断いたしました。また、今回の割当予定先の当社事業への理解や協力などを考慮し、既存株主の利益保護を勘案しましても、株式希薄化の規模は合理的な範囲であるものと判断いたしました。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1 資本金の増減

「第四部 組込情報」の有価証券報告書「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況」に記載の資本金は、

本有価証券届出書提出日現在、以下のとおり変化しております。

年月日 (発生事由)	資本金		資本準備金	
	増減額（千円）	残高（千円）	増減額（千円）	残高（千円）
平成21年10月23日 (新株式の発行)	1,228	1,222,581	1,228	1,228

(注) 新株式の発行により、発行済株式総数が300株、資本金及び資本準備金がそれぞれ1,228千円増加しております。

2 事業等のリスク

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第27期）に記載された「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」について、当該有価証券報告書提出日（平成21年9月29日）以降、本有価証券届出書提出日（平成22年4月23日）までの間に次の事由が生じております。以下に掲げた「事業等のリスク」の内容は、当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、変更及び追加箇所は_____野で示しております。

なお、当該有価証券届出書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は有価証券届出書提出日現在においてもその判断に変更はありません。

I～V省略

VI 株式価値の希薄化について

当社グループは、資金調達に伴う新株式および新株予約権発行に伴う行使により株式が発行された場合、当社1株当たりの株式価値は希薄化し、今後の株式市場動向によっては需要供給バランスが大幅に変動し、当社の株式価値に影響を及ぼす可能性があります。

VII 資金調達について

新株式及び新株予約権証券の新規発行により資金調達を行うこととしておりますが、新株予約権については、その性質上、行使価格が市場価格を上回っている状況においては、行使が進まない状況になり、このような状況が継続する場合は、資金需要に沿った調達が困難になる可能性があります。その場合においては、当社グループの経営計画の遂行が困難になる可能性があります。

3 臨時報告書の提出

①平成22年2月10日提出の臨時報告書

1 [提出理由]

当社及び連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

(1)当該事象の発生日

平成22年2月10日

(2)当該事象の内容

当社及び当社関係会社について、関係会社の業績の不振及び財務内容の悪化等による投資損失の引当及び回収懸念債権に対する貸倒引当金の計上を行うとともに、滞留債権の一部回収による貸倒引当金の戻入益を計上することといたしました。

(3)当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

① 連結決算

平成22年6月期の第2四半期及び決算において、特別利益として約10百万円、特別損失等として約25百万円を計上いたします。

② 個別決算

平成22年6月期の第2四半期及び決算において、特別利益として約10百万円、投資育成有価証券売上原価及び特別損失として約46百万円を計上いたします。

②平成22年3月30日提出の臨時報告書

1 [提出理由]

当社及び連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

(1)当該事象の発生日

平成22年3月29日（当社連結子会社取締役会決議日）

(2)当該事象の内容

当社の連結子会社である株式会社PCIは、平成22年3月29日開催の取締役会において、下記のとおり固定資産の譲渡を決議し、これに伴いまして特別損失が発生する見込みであります。

資産の内容および所在地	帳簿価額	譲渡価額	現況
土地 216.69㎡ 建物 742.71㎡ 愛知県名古屋市中村区中島町一丁目29番地1	125百万円	78百万円	賃貸ビル

譲渡の日程

平成22年3月29日 取締役会決議

平成22年3月31日 契約書締結（予定）

平成22年4月6日 物件引渡し（予定）

(3)当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

① 連結決算

当該固定資産の譲渡により、平成22年6月期第3四半期及び通期決算におきまして特別損失46百万円が発生する見込みであります。

② 個別決算

当該固定資産の譲渡により、平成22年6月期第3四半期及び通期決算におきまして、株式会社PCIに対する債権の引き当てとして特別損失46百万円が発生する見込みであります。

4 最近の業績の概要

第28期第3四半期連結累計期間（自 平成21年7月1日 至 平成22年3月31日）の業績の概要

当社第28期第3四半期連結累計期間（自 平成21年7月1日 至 平成22年3月31日）における売上高の見込みは以下のとおりであります。なお、下記の数値は、決算処理確定前の暫定数値であり変動する可能性があります。また、金融商品取引法第193条の2号第1項の規定に基づく、監査法人の監査を終了していないため監査報告書は受領していません。

また、売上高以外の指標につきましては、現時点で算出することは困難であり、記載を行うと却って投資家の皆様の判断を誤らせる恐れがあるため、記載していません。

売上高（百万円）	167
----------	-----

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第27期)	自 平成20年7月1日 至 平成21年6月30日	平成21年9月29日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第28期第2四半期)	自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日	平成22年2月12日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成20年9月30日

株式会社フォトニクス
取締役会 御中

かがやき監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 曾我 隆二 ⑩

代表社員
業務執行社員 公認会計士 岩河 剛 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社フォトニクスの平成19年7月1日から平成20年6月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フォトニクス及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管している。

2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月13日

株式会社フォトニクス
取締役会 御中

かがやき監査法人

代表社員 公認会計士 曾我 隆二 印
業務執行社員

代表社員 公認会計士 葛西 晋哉 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社フォトニクス平成20年7月1日から平成21年6月30日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成20年7月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。

この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社フォトニクス及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

1. 「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」に記載のとおり、会社は前連結会計年度に149百万円の営業損失を計上し、当第2四半期連結累計期間においても142百万円の営業損失を計上している。また、営業活動によるキャッシュ・フローにおいても前連結会計年度は103百万円のマイナス、当第2四半期連結累計期間は79百万円のマイナスを計上している。これにより継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営者の対応等は当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を四半期連結財務諸表には反映していない。
2. 「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載されているとおり、連結子会社は電子材料その他事業に係わる機械装置の収益計上基準を変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年9月29日

株式会社フォトニクス
取締役会 御中

かがやき監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 曾我 隆二 ⑩

代表社員
業務執行社員 公認会計士 葛西 晋哉 ⑩

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社フォトニクスの平成20年7月1日から平成21年6月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フォトニクス及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」に記載されているとおり、会社は、前連結会計年度に149百万円の営業損失、当連結会計年度においても279百万円の営業損失を計上している。また、営業活動によるキャッシュ・フローにおいて前連結会計年度は103百万円のマイナス、当連結会計年度は163百万円のマイナスを計上しており、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在している。そのため現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社フォトニクスの平成21年6月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社フォトニクスが平成21年6月30日現在の財務報告に係る内部統制は重要な欠陥があるため有効でないと表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

内部統制報告書に記載の通り、会社は全社的な内部統制、決算財務報告プロセス及び投資育成事業の業務プロセスに係る内部統制において重要な欠陥を特定しているが、財務諸表監査においては、当該重要な欠陥の影響を考慮して実施すべき監査手続、実施時期および範囲を決定しており、また当該重要な欠陥に起因する必要な修正は連結財務諸表に反映しているため、財務諸表監査の意見に及ぼす影響はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※ 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管している。
- 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月12日

株式会社フォトニクス

取締役会 御中

かがやき監査法人

代表社員 公認会計士 曾我 隆二 印
業務執行社員

代表社員 公認会計士 葛西 晋哉 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社フォトニクスの平成21年7月1日から平成22年6月30日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成21年7月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社フォトニクス及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

- 「継続企業の前提に関する事項」に記載のとおり、会社は前連結会計年度に279百万円、当第2四半期連結会計期間に64百万円の営業損失を計上している。また営業活動によるキャッシュ・フローは前連結会計年度に163百万円のマイナス、当第2四半期連結累計期間に190百万円のマイナスを計上している。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。
- 重要な後発事象に記載のとおり、会社は平成22年1月15日及び平成22年2月10日に借入を実行している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成20年9月30日

株式会社フォトニクス
取締役会 御中

かがやき監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 曾我 隆二 ⑩

代表社員
業務執行社員 公認会計士 岩河 剛 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社フォトニクスの平成19年7月1日から平成20年6月30日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フォトニクスの平成20年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管している。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。

独立監査人の監査報告書

平成21年9月29日

株式会社フォトニクス
取締役会 御中

かがやき監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 曾我 隆二 ⑩

代表社員
業務執行社員 公認会計士 葛西 晋哉 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社フォトニクスの平成20年7月1日から平成21年6月30日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フォトニクスの平成21年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」に記載されているとおり、会社は前事業年度に222百万円の営業損失を計上し、当事業年度においても490百万円の営業損失を計上しており、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しているため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管している。

2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。